

症例に関する資料の作成基準および送付方法

☆症例報告書等の作成は、

『歯周病患者におけるインプラント治療のガイドライン(日本臨床歯周病会発行)』

『歯周組織再生療法のコンセンサス(日本臨床歯周病学会発行)』

『歯周病患者へのインプラント治療の実際(日本臨床歯周病学会発行)』

『歯周病患者におけるインプラント治療の指針2008(日本歯周病学会編)』

『歯周病患者における抗菌療法の指針2010(日本歯周病学会発行)』

『歯周病患者における再生治療のガイドライン2012(日本歯周病学会発行)』

『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン改訂第32版(日本歯周病学会発行)』

『歯周治療の指針2015(日本歯周病学会発行)』

『歯周病と全身の健康(2016) (日本歯周病学会発行)』

『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス2018(日本歯周病学会発行)』

『歯周病学用語集 第4版(2025)(日本歯周病学会編)』

『歯周治療のガイドライン2022(日本歯周病学会発行)』

『高齢者の歯周治療ガイドライン2023(日本歯周病学会発行)』

『認定歯科衛生士スキルアップ(2025)(日本歯周病学会発行)』

『日本臨床歯周病学会としての新分類への対応 (日本臨床歯周病学会ホームページ)』

に準じた用語を用いること。

1) 口腔内写真:

- ・初診時、メインテナンス又は SPT 移行時、直近のメインテナンス又は SPT 時の各時点で、5枚以上(正面観、左右側面観および上下咬合面観)とする。
- ・歯周組織の状態が明瞭に判別できる写真が望ましい。
- ・義歯装着症例に関しては、義歯未装着の規定写真に加えて、義歯装着開始時・メインテナンス又は SPT 移行時・直近のメインテナンス又は SPT 時の義歯装着部位の写真を必要とする。

2) エックス線写真: 全ての症例において、初診時と直近のメインテナンス又は SPT 時の 10 枚法以上のデンタルエックス線写真(パノラマエックス線写真でも可)を添付すること。

3) 歯周組織検査表: 初診時、歯周基本治療終了時、メインテナンス又は SPT 移行時、及び直近のメインテナンス又は SPT 時の 4 つの時期が必要。

4) 症例中明らかに説明を必要とするもの(特殊なケース・処置内容・その背景など)は、症例中にコメントを記入するか術中の資料を添付してもよい。

5) 症例資料

- (1) 口腔内写真及びデンタルエックス線写真の提出には、「症例提出用テンプレート」(ppt、pptx 版)を用いること。
- (2) 口腔内写真は、左右側をポケット診査表及びデンタルエックス線写真の左右と一致させること。
- (3) アナログ写真をデジタル化する場合には、300dpi 以上の画素数でスキャニングを行うこと。
- (4) それぞれのデジタル(化)写真をテンプレートに記載してある要領を活用して整理すること。
- (5) 写真を組み込んだテンプレートを、症例資料として「申請者〇〇〇〇・症例 No.〇」とタイトルをつけて保存すること。さらにそれらを PDF に変換し提出用症例資料として保存すること。
- (6) 保存した提出用症例資料を CD-R にコピーすること。
- (7) CD-R のラベルに、申請者の名前を明記すること。
- (8) 本試験でのケースプレゼンテーションに使用する症例は、申請資料の症例番号1番とすること。

6) 申請書類様式および、提出症例の病歴および治療経過の記録用紙

ダウンロードした規定の様式に申請書類とすべての症例の報告書を入力記載し、紙媒体にプリントアウトし、必要な箇所に捺印を受ける。

【指導歯科衛生士申請料、登録料送金先】

郵便振替口座名:「日本臨床歯周病学会認定医係」

口座番号:00110-7-581283

申請料:11,000円(申請時) 登録料:11,000円(合格後登録時)

【送付方法】

(1)上記 CD-R と紙媒体にプリントアウトした書類を、角 2(A4)サイズのクッション封筒(エアーチ等の緩衝材入りに入れ表に自分の名前を記入すること。

申請者は歯科医院単位でまとめずに個人単位で送付すること。

(2)原則として「ゆうパック(書留)」または「宅急便」で各社の専用の袋を用いて送付すること。

(3)申請書類郵送先:

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3 階

(一財)口腔保健協会内 日本臨床歯周病学会指導歯科衛生士係

TEL 03-3947-8891

【注意事項】

(1)初診時から、メインテナンス又はサポーティブペリオドONTALセラピー(SPT)期間を通して担当したステージⅡ以上の歯周炎を 5 症例提示すること。(引継ぎ症例は不可)

(2)全ての症例はメインテナンス又は SPT(歯周治療終了後6か月以上経過していること(1 年以上経過していることが望ましい))まで進んでいて、適正に機能している残存歯が 10 歯以上存在していること。

(3)症例記録資料は症例の概要が理解できるようにすること。

(4)初診時、歯周基本治療終了時、メインテナンス又は SPT 移行時、及び直近のメインテナンス又は SPT 時の歯周組織検査表、さらに、初診時、メインテナンス又は SPT 移行時、及び直近のメインテナンス又は SPT 時の口腔内写真を添付すること。

(5)初診時と直近のメインテナンス又は SPT 時の 10 枚法以上のデンタルエックス線写真(パノラマエックス線写真でも可)を添付すること。

(6)年月日については全て西暦で記入のこと。

(7)申請書類は学会ホームページからダウンロードすること。

(8)提出資料はデジタル資料とする。(従来のアルバム形式:アナログ形式では申請できない。)